

飼育動物診療施設の開設に伴う届出一覧

〔平成20年4月 沖縄県中央家畜保健衛生所〕

項 目	届 出 書 類						添 付 書 類			留 意 事 項
	開設	設置	休止	再開	廃止	変更	平面図	免許証 (写)	定款 (法人)	
開 設	○						○	○	○	全員の獣医師免許証(写)
開設者の変更(個人⇄法人)	○				○		○	○	○	変更前の廃止/変更後の新規開設
診療施設の移転	○				○		○	○	○	旧施設の廃止/新施設の新規開設
往診診療⇄在宅診療の変更	○				○		○	○	○	変更前の廃止/変更後の新規開設
診療施設の全面改築または建替え	○				○		○	○	○	旧施設の廃止/新施設の新規開設
診療施設の増築・改築			○			○	○			施設使用不能の場合は休止届
診療施設の構造設備の変更						○	○			エックス線装置設置に伴う変更を含む
診療施設の名称の変更						○				
診療施設の住居表示の変更						○				市町村が発行する証明書(写)
開設者の住所・氏名・名称の変更						○			○	
組織体制等の変更(法人)						○			○	
管理者の住所・氏名の変更						○				管理者の獣医師免許証(写)
診療獣医師の変更						○		○		変更後の全員の獣医師免許証(写)
診療施設の休止			○							
診療施設の再開				○						休止届を行った診療施設
診療施設の廃止					○					
エックス線装置の設置		○					○			漏えい放射線量測定結果報告書の添付
エックス線装置の廃止					○					エックス線装置のみの廃止届
エックス線装置の更新・台数の変更						○				変更後の内容を示す関係書類
エックス線診療室の構造設備の変更						○				変更後の内容を示す関係書類
エックス線に関する予防措置の変更						○				変更後の内容を示す関係書類
エックス線診療に従事する獣医師の変更						○				変更後の内容を示す関係書類

※新規開設届及び診療施設開設届出済証の書換を伴う変更届の場合は以下の手続きが必要

- ①診療施設開設届出済証交付申請書の提出
- ②診療施設開設届出済証交付手数料210円(沖縄県収入証紙)の納付⇒住居表示変更の場合は手数料不要
- ③旧診療施設開設届出済証の返納
- ④診療獣医師の変更の場合、獣医師免許証(写)は原則的に新規獣医師分のみで可